

第2次 木祖村いのちを支える計画

令和8年 3月

はじめに



平成28年に改正された自殺対策基本法が施行され、すべての都道府県や市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられました。わが国の自殺対策は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指しています。

令和6年における日本の自殺者数20,320人であり、統計開始以来2番目に少ない水準となりました。しかしながら、小中高生の自殺者数は増加傾向にあり、過去最多を記録しています。全体的な自殺者数は減少傾向にあるものの、自殺率は依然として先進7カ国中で突出して高い状況です。特に若年層において、自殺が死因順位1位であるという点は、日本が抱える深刻な問題です。

自殺の背景にある要因は複雑ですが、その多くは防ぐことのできる社会的な問題とされています。木曽圏域でも毎年数名の方が命を絶たざるを得ない状況が続いております。自殺対策は本村にとっても喫緊の課題と言えます。

これまでの取り組みの成果と課題を踏まえつつ、さまざまな社会の変化に寄り添いながら、より効果的な対策を計画していきます。ひきつづき「誰も自殺に追い込まれることのない、生き心地良く笑顔あふれる木祖村」を目指し、保健・医療分野のみならず福祉・教育・労働など関連施策との連携による自殺対策を進めいきます。

今回新たに策定した計画では、第1次計画を見直し、全庁連携によって自殺対策への取組を強化します。この計画にもとづいた施策を展開することで、より多くの村民の皆さまが生きることによって幸せを感じていただける、木祖村の創造を目指してまいります。

計画策定にご協力を頂いた皆様に感謝申し上げますとともに、計画の推進に当たり多くの皆様の一層のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

令和8年3月

木祖村長 奥原 秀一

目次

第1章 計画の基本的な考え方	・・・P1
第2章 木曾圏域の現状と課題	・・・P2
第3章 計画の基本方針	・・・P4
第4章 施策の体系	・・・P6
第5章 基本施策	・・・P7
【施策1】地域のネットワークの構築	
【施策2】自殺対策を支える人材の育成	
【施策3】村民への啓発と周知	
【施策4】生きる支援に関する推進	
【施策5】効果の進捗確認	
第6章 生きる支援に関する具体的な取組み	・・・P9
第7章 評価指標	・・・P14

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

平成28年に改正自殺対策基本法が施行され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、すべての都道府県、市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられることとなりました。

本計画は、新たな自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、村、関係機関、民間団体、村民が一体となり、一人ひとりがかけがえのない大切な命を守り、支えていくことで「誰も自殺に追い込まれることのない生き心地の良い笑顔あふれる木祖村」の実現を目指して策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、同法第13条に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。この計画は、村の関連計画（木祖村総合計画、木祖村健康福祉計画）との整合性を図っています。

3. 計画の期間

国の自殺対策方針である大綱は、概ね5年に一度を目安に見直しを行うこととされており、令和4年10月には新たな大綱が策定されました。本計画については、こうした国の動きや自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえ、令和8年(2026年)から令和12年(2030年)までの5年間を計画期間とします。

4. 計画の数値目標

令和8年から令和12年までの5年間 全世代の自殺者数 ^{ゼロ} 0

計画策定の趣旨のとおり、村として自殺対策を通じて最終的に目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない、生き心地の良い笑顔あふれる木祖村」です。本村では、計画期間の5年間を通じて、全世代の自殺者数を0にすることを目指します。

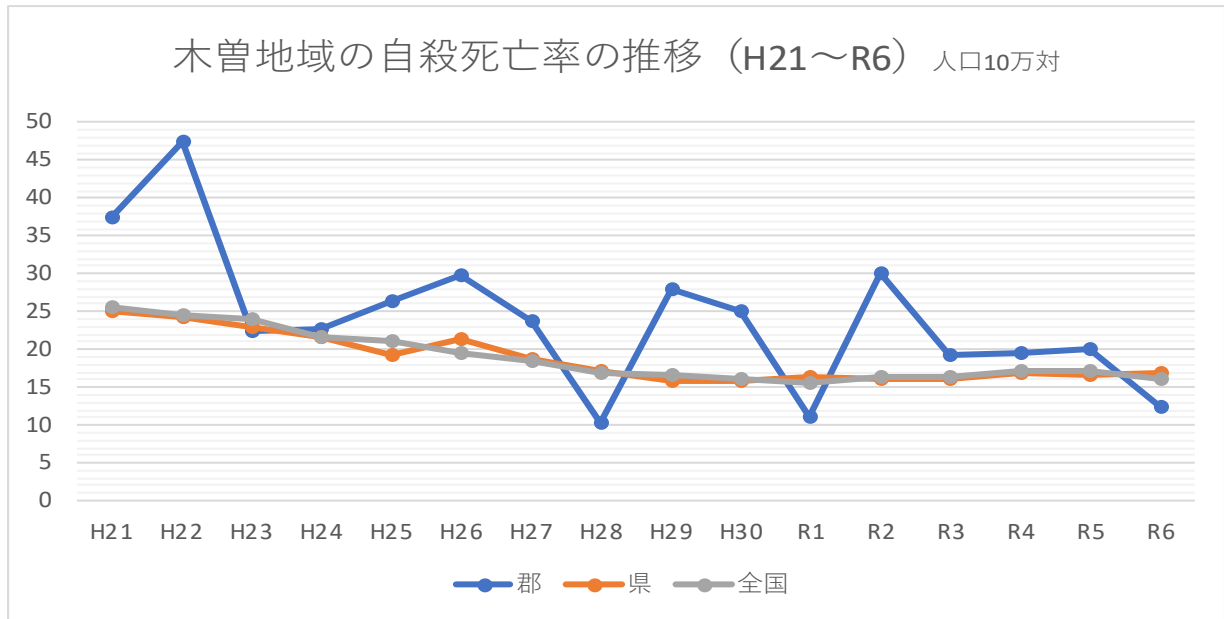
第2章 木曾圏域の現状と課題

1. 木曾圏域の現状

本村は、小規模人口のため自殺の状況等に関する統計の公表に制限があること、また、限られたデータから村の特徴を見出すのは困難であることから、自殺の状況把握には、いのち支える自殺対策推進センターの木曾医療圏地域自殺実態プロファイル 2025 を使用し、下記の状況を把握しました。

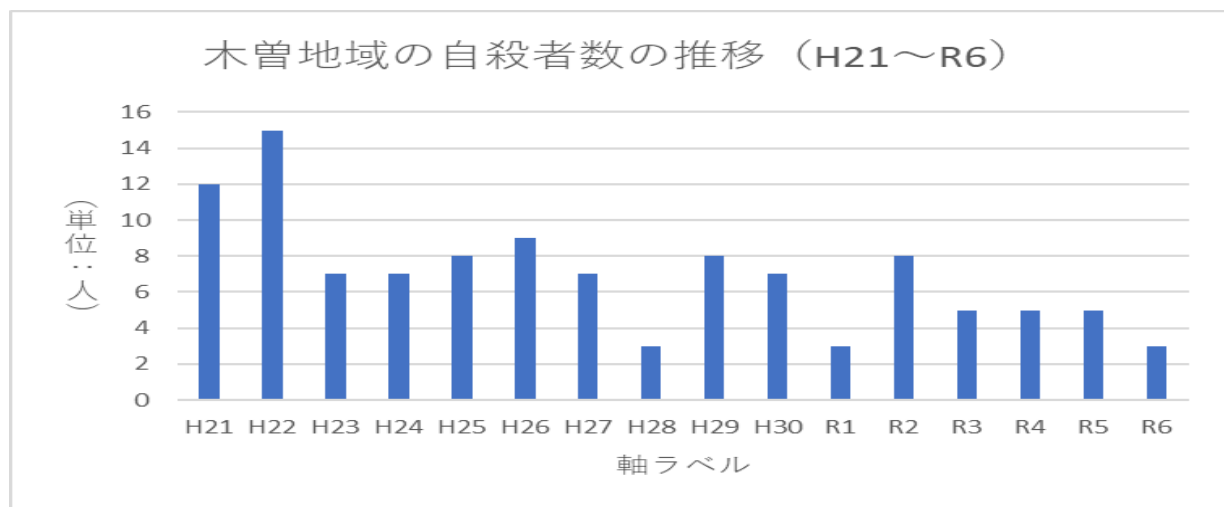
1) 自殺死亡率と自殺者数の推移

■自殺死亡率および自殺者数の推移は、低下傾向から近年横ばい傾向である。



年	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
郡	37.45	47.45	22.47	22.82	26.26	29.81	23.63	10.33	28.08	25.14	11.01	30.09	19.24	19.63	20.1	12.32
県	25.17	24.33	22.84	21.72	19.21	21.43	18.8	17.22	15.85	15.85	16.37	16	15.97	16.97	16.73	16.76
全国	25.56	24.66	24.06	21.72	21.06	19.63	18.57	16.95	16.52	16.18	15.67	16.44	16.44	17.25	17.27	16.11

(単位：人)



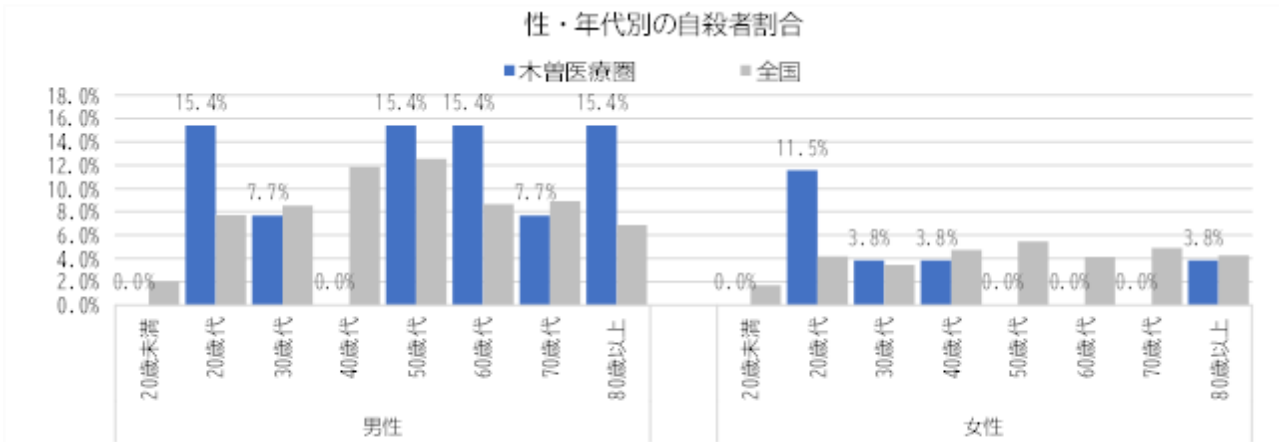
年	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人数	12	15	7	7	8	9	7	3	8	7	3	8	5	5	5	3

資料：いのち支える自殺対策推進センター 自殺実態プロファイル 2025

2) 性別・年代別の自殺者割合 (R 元年～R6 年)

■男女ともに 20 歳代は国と比べ高値を示しています。

■男性では、50 歳代、60 歳代、80 歳代以上においても国と比べ高値を示しています。



2. 木曾地域の自殺者の特性の推移

令和元年(2020年)から令和6年(2024年)の5年間における自殺の実態について、いのち支える自殺対策センターの「自殺実態プロフィール」により、木曾郡において自殺で亡くなる人の割合が多い属性の上位5区分が示されました。背景にある主な自殺の危機経路としては、40歳未満では主に勤務問題が多い傾向でした。また、40歳以上では、健康問題、経済問題、家庭問題が多い傾向でした。

第1期計画策定時に掲載した平成25年(2013年)の表と比較すると、男性20～39歳代の有職同居、男性60歳以上無職同居の割合が高く、女性20～39歳無職同居も上位5区分に上昇しています。

	2013～2017			2018～2022			2020～2024		
	自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合
1位	男性40～59歳 有職同居	5	14.30%	男性20～39歳 有職同居	4	30.80%	男性60歳以上 無職同居	5	19.20%
2位	男性 60歳以上 無職独居	4	11.40%	男性20～39歳 無職独居	1	7.70%	男性20～39歳 有職同居	4	15.40%
3位	女性 60歳以上 無職独居	4	11.40%	男性40～59歳 無職独居	1	7.70%	男性40～59歳 無職独居	2	7.70%
4位	女性 60歳以上 無職同居	4	11.40%	男性20～39歳 無職同居	1	7.70%	男性40～59歳 無職同居	2	7.70%
5位	男性40～59歳 無職独居	3	8.60%	男性60歳以上 有職同居	1	7.70%	女性20～39歳 無職同居	2	7.70%

(資料:いのち支える自殺対策推進センター 自殺実態プロフィール 2025)

※1 順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。

※2 自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計をもとにJSCPにて集計したもの。

※3 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にした。

第3章 計画の基本方針

令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱の基本認識と基本対策を踏まえて、本村では以下の6つの方針に基づいて自殺対策を推進します。

1. 「生きることの包括的な支援」としての対策の推進

世界保健機構（WHO）が、「自殺はその多くが防ぐことのできる社会的な問題」とであると明言しているように、自殺は社会の努力で避けることのできる死であるというのが、世界の共通認識となっています。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で対策を推進します。

本村では、「生きる支援につながる、地域のあらゆる取組を広く自殺対策として捉え、これらを総動員して、「生きることの包括的な支援」として対策を積極的に推進していきます。

2. 関連施策との有機的な連携を強化した全庁的な取組の推進

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要となります。包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。連携の効果を更に高めるため、様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺予防対策の一役を担っているという意識を共有することが重要です。

3. 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動の推進

自殺対策に係る個別の施策は、以下の3つのレベルに分けて考え、これらを連動させることで総合的に推進します。

- 1) 対人支援のレベル：個々の問題解決に取り組む相談支援を行う。
- 2) 地域連携のレベル：問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などを行う。
- 3) 社会制度のレベル：法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる。

また、対応の段階は3つに分けることができ、段階ごとに効果的な施策を講じる必要があります。

- 1) 事前対応：心身の健康の保持増進についての取組、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等、自殺の危険性が低い段階での対応。
- 2) 危機対応：現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させない対応
- 3) 事後対応：自殺や自殺未遂が生じた場合には家族や周りの人へ与える影響を最小限とし、自殺未遂者本人へは再び企図しないための継続的な支援を行い、新たな自殺を発生させない対応、そして発生当初から継続的に遺族等にも支援を行う対応

4. 実践と普及啓発を両輪とする対策の推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った

場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、引き続き積極的かつ効果的に普及啓発を行っていきます。

全ての村民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインを早期に気づき、関係機関等の専門家につなぐとともに、その指導を受けながら協力し見守っていけるよう、広報活動、教育活動等を推進します。

5. 関係者及び村民の役割の明確化と連携・協働・共創の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない木祖村」を実現するためには、村だけでなく、国や県、他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして何より村民の皆さん一人ひとりと連携・協働・共創し、自殺対策を総合的に実施することが必要です。

そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩への推進

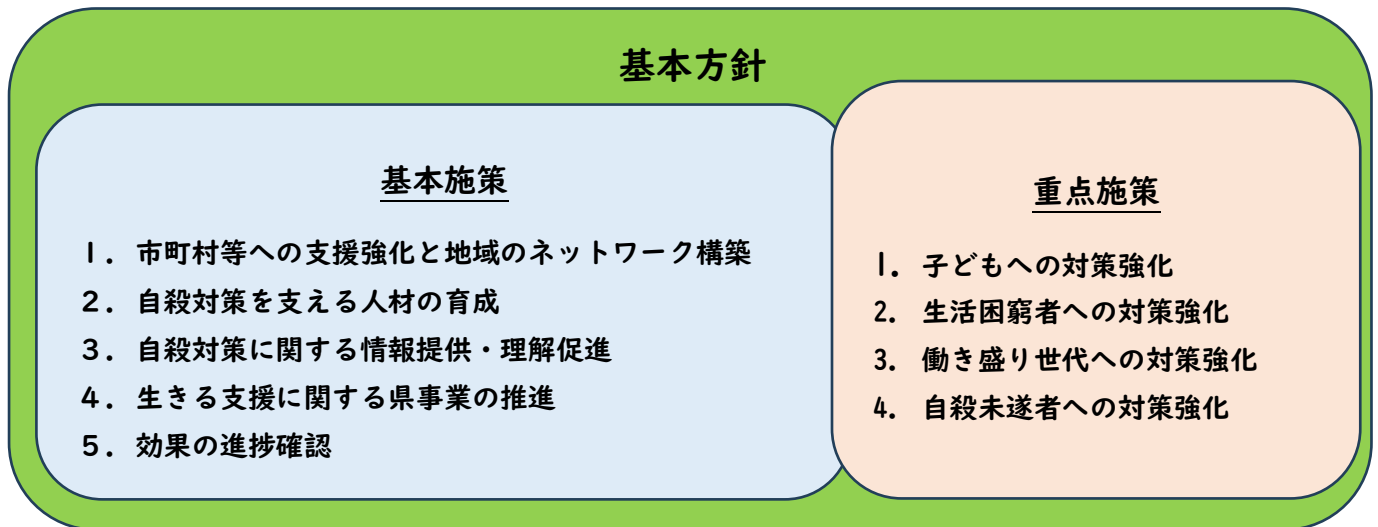
自殺対策基本法第 9 条において、「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない」と定められていることを踏まえ、村、民間団体等の自殺対策に関わるものは、このことを改めて認識して自殺対策に取り組むことが求められます。

第4章 施策の体系

長野県における自殺対策は、国が定める自殺対策※において全国的に実施されることが望ましいとされている、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取り組みである「5つの基本施策」と、特に強化すべき自殺のハイリスク層への取組である「4つの重点施策」と「重点施策」以外の「8分野の様々な生きる関連施策」と、大きく3つの施策群で構成されています。

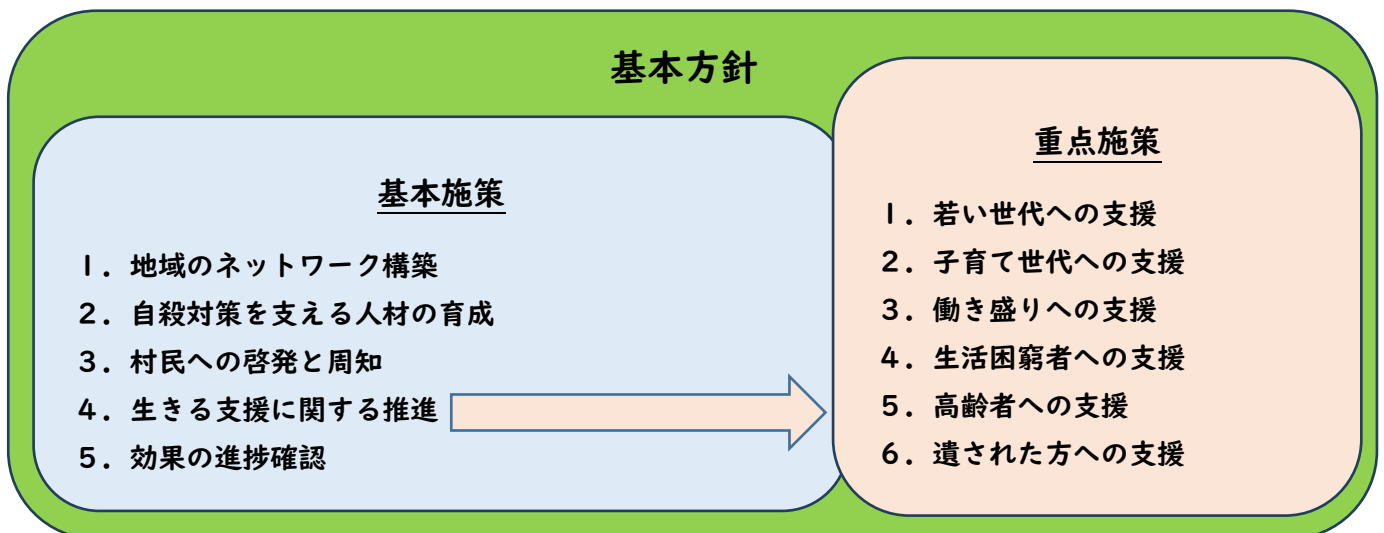
※地域自殺対策パッケージと言われるもので、地域自殺対策計画の策定を支援するため、いのち支える自殺対策推進センターが開発し公表したもの。全国的に実施されることが望ましい施策群からなる「基本施策」と地域において優先的な課題となり得る施策について詳しく提示した「重点施策」から構成されている。

【長野県の体系図】



本村における自殺対策は、「5つの基本施策」と基本施策の4つめである「生きる支援に関する推進」を具体化し、対象者別の支援としてとらえた「6つの重点施策」から構成しています。

【木祖村の体系図】



第5章 基本施策

基本施策1. 地域のネットワークの構築

「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、村、関係団体、民間団体、企業、村民等が連携・協働し、自殺予防対策を総合的に推進することが必要です。そのために、自殺対策計画を策定し、地域・役場内におけるネットワークを構築していきます。関係機関と連携をとれる体制づくりを強化するために、木祖村いのち支える自殺対策推進本部を設置し庁内連携に努めます。また、個人の生活状況に応じた支援について検討を行います。

基本施策2. 自殺対策を支える人材の育成

身近な人が異変に気づき、見守ることが自殺対策には重要です。当事者の不調に気づき、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材育成を推進していきます。身近な地域で支え手となる人材の育成のため、村職員、介護保険関係者、民生委員等を対象にゲートキーパーを養成するための研修の機会を確保していきます。

基本施策3. 村民への啓発と周知

自殺リスクを抱えた人を適切な支援につなげるためには、村民に対する適切な情報提供や普及啓発が必要です。毎年9月10日から16日までの自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間等における啓発ポスターの掲示や国や県が指定するSNSを活用した相談窓口の周知、村からの広報・保健だよりの発行を通じて、精神疾患の正しい理解やメンタルヘルスに関する情報提供、相談先の周知に努めます。近年、普及するSNSについては、精神的に不調がある際はSNSから離れることや、情報の取捨選択など適切な付き合い方についても同時に周知に努めます。また、当事者や家族が身近で相談できる機会として、保健師等による「こころの健康相談」を実施し、個々の状況や必要性に応じて関係機関へおつながります。

基本施策4. 生きる支援に関する推進

自殺対策は、「生きることの阻害要因（自殺リスク要因）」を減らし、「生きることの推進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすという双方の取組を通じてリスクを低下させる必要があります。「生きることの推進」として、次の6つを重点に取組を行います。

重点施策1) 若い世代への支援

自分を肯定し、大切にできることは、生涯に渡り大切な力であると考えます。子どもたちが自分を大切にすることを学び、命や暮らしの危機に直面した時に「誰に」「どのように」助けを求めればよいかを学ぶためにSOSの出し方に関する教育を推進します。また、いじめは子どもたちが抱え込みやすい問題の一つと言えます。いじめ防止対策事業を実施し、いじめの早期発見・即時対応・継続的な再発防止を図ります。危機的状況にある子どもを把握した際は、社会福祉の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカー（SSW）を活用し、包括的な支援により子どもや保護者の危機的状況の軽減を図

ります。

重点施策2) 子育て世代への支援

妊娠・出産は、女性の身体や心に大きな変化をもたらします。妊産婦への面談や訪問、親と子の心と体の相談の実施、その他各種支援事業の紹介を丁寧に行い、出産後も安心して子育てができるよう切れ目ない支援に努めます。令和8年度からは、母子保健業務と児童福祉業務を一体的に実施するために、母子保健機能と児童福祉機能を併せ持つ「こども家庭センター」を設置します。こども家庭センターでは、新たにサポートプランの作成を行うことにより、個人の状態に合わせた支援を専門職と一緒に考えます。

重点施策3) 働き盛り世代への支援

木曾郡において、背景にある主な自殺の危機経路としては、40歳未満では主に就業問題が多い傾向でした。また、40歳以上では、健康問題、経済問題、家庭問題が多く、働き盛り世代の悩みは多岐に亘ります。悩みを相談できる場があることを知っていただくために、定期的に各種相談先を周知します。

現代は、ストレス社会とも言われ、誰もが心の健康を損なう可能性があります。職場におけるメンタルヘルス対策として、村ではまず職員一人ひとりが自らを大切にし、心身の不調に気付くことができるよう職員の健康診断およびストレスチェックを実施します。職員の心身の健康維持・増進が村民支援につながります。

重点施策4) 生活困窮者への支援

生活困窮状態にある方は、単に経済的に困窮しているだけでなく、その背景として心身の健康、家族関係、障がい、介護、ひきこもり、虐待、依存症、多重債務等の多様かつ広域な問題を複合的に抱えていることが多く、その結果、自殺に追い込まれることが少なくないと考えられます。生活困窮状態にある方を早期に支援につなげるため、庁内での連携を図るとともに各種相談会や各種支援事業の紹介を行います。

重点施策5) 高齢者への支援

高齢者は、家族との死別や離別、心身疾患をきっかけに孤立、介護、生活困窮等の複数の問題を抱え込みやすいとされています。医療、介護等に関する関係機関と連携し、支援が必要となる方の早期の発見に努めるとともに、介護相談の実施や各種支援事業の紹介を行います。高齢化により認知症を患う方も増加しています。認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識を学び、当事者や家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる村づくりを推進します。

重点施策6) 遺された方への支援

自殺対策は、自死を減らす取組と合わせて、遺された方の抱える心情に寄り添う支援の両輪で取り組む必要があります。大切な人を自死で亡くした家族が同様の体験を持つ仲間の中で安心して気持ちを語る体験を通じて心が癒されることを目的とした自死遺族交流会「あすなろの会」の情報提供や、自死遺族等が必要とする可能性のある様々な支援情報を保健だよりや広報等で周知を行い、遺された方への支援の充実を図ります。

基本施策5. 効果の進捗確認

評価シートを用いて、PDCAサイクルによる評価や計画の見直しを行います。

第6章 生きる支援に関する具体的な取組み（基本施策4 関連）

No.	事業	内容	担当
1	各種会議等	全ての課において、各種会議や関係機関等を通し危機的状況にある対象者を把握した場合は、速やかに必要な支援につなげるよう連携体制の強化を図る。	全課
2	村営住宅家賃滞納整理対策	家賃滞納者の中には生活面で深刻な問題を抱えている可能性があるため、相談を通じて危機的状況にある家庭を把握した場合には必要な支援につなぐ。	総務課
3	村営住宅建設事業	住宅困窮者に対し安価な家賃賃貸することで住民生活の安定と社会福祉の増進を図る。困窮を抱える住民より入居申し込みがあった場合、他機関と協力しながら対応する。	
4	こども家庭センターの運営	児童福祉と母子保健の効果的で切れ目のない一体的な支援を実施し、支援の切れ目に落ちてしまう方を拾い上げ、必要な支援につなぐ。	住民福祉課
5	小児科・産婦人科オンライン相談事業	主に子育て世帯を対象とし、SNSを活用して気軽に小児科医を産婦人科医・助産師に相談できる事業を実施し、子育て世帯の孤立化を防ぐ。	
6	子育て支援ヘルパー派遣事業	産前産後に十分な支援を受けることが出来ない方を対象にヘルパーを自宅へ派遣し、家事や育児サポートを行うことで、母親の心身の健康維持を支援する。	
7	産後ケア事業	出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導を提供することで産後うつ等のリスクの軽減を図るとともに、その後も専門機関と連携して継続支援を行う。	
8	母子教室事業	離乳食教室や幼児食教室を通じ、育児の不安や悩みにきめ細やかに対応し、孤立を防いで安心して育児に臨めるように支援する。	
9	子育て短期支援事業	保護者が居宅において児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を一時的に児童福祉施設等で養育することで、子育て困難の深刻化を防ぐ。	
10	児童扶養手当支給事務	児童扶養手当支給により、母子・父子家庭への経済的支援を行い、経済的不安の軽減を図る。	
11	村税等の納税相談	病気や失業などやむを得ない理由で納税が困難な村民に対し、生活状況を丁寧に聞き取り、納税方法の相談支援を行う。 相談者が危機的状況にある場合には、必要な支援へつなぐ。	
12	ヘルス&エコポイント事業	村民が自身の健康に関心を持ち、楽しみながら健康づくりに取り組めるよう支援する。	
13	地域包括支援センターの運営	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、ケア会議などで関係者と共有することで、必要と思われる事業や支援につなぐ。	
14	生活支援体制整備の推進	住民同士の支え合いを推進する中で、家族が抱える問題等に気づき必要に応じて適切な窓口へつなぐ。	
15	各種介護予防教室	教室参加者の健康状態を把握し、必要時には適切な機関へつなぐ。人とのかわりの場を提供することで、参加者の精神状態の安定につながるよう支援する。	

16	ミニデイサービス	趣味、生きがい活動、軽運動などを行い介護や認知症の重度化を防ぐ。食事や入浴の提供も行い、心地よく1日を過ごしていただけるよう努める。対象者の孤立化や閉じこもり予防を図る。対象者の抱える問題等に早期に気づき必要に応じて適切な窓口につなぐ。	住 民 福 祉 課
17	いきいきサロン	住民の要望に応じて介護予防講座、地区での健康相談、血圧測定を実施し介護予防活動の支援を行う。対象者の抱える問題等に早期に気づき必要に応じて適切な窓口につなぐ。	
18	すすめ塾	藁草履・正月飾り・しめ縄作り等の作業を通じて障がい者や高齢者の生きがいづくり、閉じこもりを防ぐ。対象者の抱える問題等に早期に気づき必要に応じて適切な窓口につなぐ。	
19	軽度生活支援事業	65歳以上の独居高齢者、また高齢者のみの世帯等に対して介護保険給付の対象とならない日常生活上の軽度な家事援助や一時的な支援等を行うことにより、住み慣れた場所で安心して、生活を継続して営むことができるよう支援する。対象者やその家族の抱える問題等に気づき、必要に応じて適切な窓口へつなぐ。	
20	配食サービス	ボランティアが週2回月曜日と木曜日に手作り弁当を独居高齢者等へ配達し、対象者の安否確認や見守り支援を行う。対象者やその家族の抱える問題等に気づき、必要に応じて適切な窓口へつなぐ。	
21	高齢者安否確認	70歳以上の独居高齢者及び高齢者世帯（他に訪問系サービスを利用していない方）に対して、月一回程度訪問し安否や生活状況の確認を行い、不安感を少しでも減らし、安心安全な生活を送れるよう支援する。対象者やその家族の抱える問題等に気づき、必要に応じて適切な窓口へつなぐ。	
22	緊急通報サービス	65歳以上の独居高齢者世帯や安否確認が必要な世帯に対して、希望により緊急通報装置を設置し、緊急時に独居の高齢者等の連絡手段を確保し、必要時には他の機関につなぐ等の支援を行う。	
23	ふれあいクッキング （介護予防教室）	地区の集会所など身近な場所で、身体的フレイルを予防するための調理実習と会食を行う。調理実習を通じて、社会的フレイルの予防としての引きこもり等の予防を図る。	
24	レコード喫茶	音楽をきっかけに誰でも参加できる場。木祖村社協職員や保健師も参加し、住民との交流の中で悩み相談も受け付け、支援につなげる。	
25	生活保護受給者に関する 事務、訪問	訪問等を通じて、本人やご家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先（就労支援、医療的ケア相談、高齢者支援等）につなぐ。	
26	障がい者相談事業	障がいのある方やそのご家族、支援者からの相談の機会を通じて、そうした方の抱える問題を把握し、適切な支援機関につなぐ。	
27	障がい児支援に関する事 務	障がい児を抱えた保護者への相談支援（児童発達支援、放課後デイサービス、保育所看護師派遣事業、障がい児相談支援等）の提供により、保護者の精神的・身体的負担の軽減に努める。	
28	訓練等給付に関する事業	障がい者への訓練給付の最初の窓口として、当事者や家族の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型B型、共同生活援助等の訓練給付）へとつなぐ。	
29	介護給付に関する事業	障がい者への介護給付の最初の窓口として、当事者や家族の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先（居宅介護、重度訪問介護、短期入所、療育介護、生活介護、施設入所支援等の介護給付）へとつなぐ。介護給付を通じて、支援者（介護者）への介護負担の軽減を支援する。	
30	障がい者差別解消推進事 業	障がいを理由とする差別の解消を推進するため、障がい者総合支援センターに相談窓口を設置するほか、住民や民間事業者等に対し周知、啓発を行う。必要時には適切な機関へとつなぐ等の対応をし、危機的状況を抱えた人の把握、支援を拡充していく。	

31	障がい者虐待の対応	障がい者虐待に関する通報相談窓口の設置。虐待への対応を糸口に、当人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題を察知し、適切な支援先へとつなぐ。	住 民 福 祉 課
32	地域生活支援拠点整備事業	現在家族と生活しているが、何らかの理由で一人になってしまった場合や、一時的に家族と離れたい場合に、圏域内のグループホームに短期入所する等の対応を図る。対象者が安心して生活できる場を提供することで、危機的状況の軽減を図る。	
33	日中一時支援事業	障がい者（児）を一時的に預かり、見守り等の支援を行い、障がい者（児）の日中における活動の場の確保やその家族の就労支援、介護負担の軽減等を図る。	
34	訪問入浴サービス事業	重度の心身障がい者の保健衛生の向上及びその家族の身体的、精神的な負担の軽減を図る。	
35	意志疎通支援事業	聴覚障がい者、難聴者等が社会生活において意思疎通を図る上で、支障がある場合に手話通訳者、要約筆記者等を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う。対象者の抱える危機的状況に早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ。	
36	移動支援事業	障がい者が社会生活において移動を図る上で、必要に応じて事業所を派遣し、移動の支援を行う。支援者（介護者）への介護負担の軽減を図る。	
37	生活サポート事業	障がい者（児）の日常的負担軽減を図るため、ヘルパーを派遣し、簡易的な家事を行うことで安定した生活を送れるよう支援する。	
38	作業所通所交通費扶助事業	各作業所へ通所される障がい者の経済的負担の軽減のために交通費の支給を行う。作業所通所交通費の支給を通じて、対象者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなぐ。	
39	木曾おんたけ断酒会支援	アルコール問題を抱える方やその家族が、治療後も地域で安心して過ごせるよう断酒会の紹介等の支援を行う。 必要があれば医療機関への受診勧奨を行い、医療機関へつなぐ。	
40	子育て支援事業 （子育て支援センター）	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てにかかる相談及び交流の場の提供により、子育てに伴う過度な負担の軽減に努め危機的状況にある保護者を早期発見し必要な支援につなぐ。特に‘まま塾’では、身近なところで臨床心理士に相談できる機会を提供し危機的状況にある保護者を早期発見し必要な支援につなげる。困ったときに相談し合える仲間づくりの支援を行う。	
41	保育の実施	保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育や育児相談を通じて、保護者の危機的状況を早期に発見し必要な支援につなぐ。	
42	子育て講演会 （こころの講演会）	子育てからくる産後うつや育児ノイローゼ等の精神疾患の予防のために、主に子育て世代を対象に子育て講演会を開催し、精神疾患に関する正しい理解やセルフケアの方法等の啓発に努める。	
43	子どもの居場所確保	図書館・教室など教室に行きづらいと思っている子ども達にとって「安心して過ごせる居場所」となるよう環境に配慮する。	
44	すくすく倶楽部	子どもたちに体を動かす楽しみと様々な体験を通して豊かな心と体を育ててもらえるよう、運動プログラムから屋外体験活動まで様々な体験の場を提供する。	
45	青少年教育事務	青少年たちの集える場や機会の創設・運営を支援し、危機的状況にある対象者を発見した場合は、適切な関係機関へつなぐ。	
46	子ども会育成事業	子ども会の組織の活性化、活動の充実を図るため、各会の主事や役員、リーダーの育成に努める。子どもに対する見守りの強化と、問題の早期発見・早期対応を図る。	

47	各種補助金 (女性青少年教育費)	子ども会連合会補助金により、子ども会活動の活性化を図る。 薬物乱用防止指導員地区協議会補助金により、薬物乱用防止のために啓発活動を推進し、地域社会に根ざした活動を効果的に行い、薬物乱用を許さない環境づくりに努める。	教 育 委 員 会
48	PTA 活動の支援・育成に 関する事務	PTA に対するセミナーや研修会の中で自殺問題等について取り上げ、保護者の間で子どもの危機的状況に対する気づきの力を高めることができるよう支援する。役員会の場で相談先の情報等をあわせて提供し、子どもへの情報周知のみならず、保護者自身が問題を抱えた際の相談先の情報提供の機会とする。	
49	コミュニティースクール 事業	将来、就学や就労において万が一の問題を抱えた際の対処法や SOS の出し方教育の一環として、職場体験や地域の伝統文化に触れる機会を提供する。	
50	放課後児童クラブ	放課後等の居場所づくりとして学校施設を有効に活用し、見守りを実施する。子どもがクラスや学齢等を超えて交流できる機会を提供し、地域で住民同士が助け合える関係を構築する機会となるよう支援する。 子どもを見守る上での視点を身に付け、危機的状況を早期発見し早期対応を図れるよう、支援員に対するゲートキーパー研修の開催を検討する。	
51	保小中連携事業	保育園、小学校、中学校間で、児童生徒の家族の状況等も含めて情報共有を行い、危機的状況を抱える家庭を包括的・断続的に支援する。	
52	就学に関する事務	特別に支援を要する児童及び生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障害及び発達の状態に応じたきめ細やかな相談を行う。 各々の状況に応じた支援を、関係機関が連携し支援を展開することで困難の軽減を図る。 児童及び生徒の保護者の相談にも応じることにより、保護者自身の負担感の軽減を図る。	
53	奨学金に関する事務	支給対象の学生との面接時に、家庭の状況やその他の問題等につき聞き取りを行うことで、資金面の援助に留まらず、他の機関につなげて包括的な支援を行う。 支給対象の学生に相談先一覧等のリーフレットを配布し、支援先の情報周知を図る。	
54	公民館サークル「やらま い会」	様々な講座や活動により学びの心と自分の生きがいを見出すことができる講座を開催し、孤立化を防ぐ。 行事への参加を通じて、自らの健康状態の把握や気づきの場となるよう支援する。	
55	源流スポーツ大学	運動をするための機会の提供をし、明るく元気な体づくりと健康な体づくりをし、楽しい仲間づくりを目指す。	
56	農業担い手確保育成事業	農業で自立を目指す農業研修生に、里親農家等で農業経営の実践的な研修を実施する。 経営開始後も定期的な専門スタッフとの現地指導会や生活支援を行う。 特に、移住してきた方が不安を感じた際に相談できる支援会議を定期的 に開催し、技術指導の他に生活支援などにより不安解消につながる施策 も進める。	
57	制度資金各種補助事業	地域営農体制の整備、農地の有効活用を図るため持続的な農業生産が可能となる制度資金などの活用を図る。 各種制度資金利用相談の機会を通じて、農業経営状況の把握に努め支援 機関である農業農村支援センター等と情報を共有し経営難の際には適切 な相談機関につなぐ。	
58	農政懇談会	専業農家を中心に経営状況や今後の動向を把握し、経営難に陥り危機的 状況が高まっている農業経営者を適切な支援先へとつなぐ。	
59	人・農地プラン策定(更 新)	農地利用意向調査などにより、個々の経営体の将来への不安(課題)な どを早期にキャッチし、内容によっては適切な支援先へとつなぐ。	

60	営農相談事業	小規模農家等への農産物の生産振興をバックアップする。 小規模農家の巡回指導等の機会に生産状況や日々の生活に異変を感じたら、職員が適切な相談者等につなぐ。	産 業 振 興 課
61	地域森林委員会	地域の森林所有者の動向（所有権や林産物への執着及び組合離脱の意向など）などの把握に努め、状況により、適切な機関への相談を行う。	
62	商工産業振興資金斡旋事業	村内中小企業者に経営上必要な資金の斡旋、資金の利子補給、資金の保証料補給。 融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握する。	
63	しらかば平別荘地管理業務	別荘管理人が利用者の状況を把握するとともに、普段の様子と違った状態を早期にキャッチし、適切な機関への相談へつなぐ。	
64	木祖村観光協会	宿泊事業者など、観光協会員と会話をすることで、経営状況等を把握するとともに、経営難に陥り危機的状況が高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へつなぐ。	建 設 水 道 課
65	土木管理に関する事務	道路、橋梁及び河川のパトロールや苦情対策等を通じて、気になる人を把握したり、ハイリスク者を把握した場合は、危機的状況の発生や可能性がないか状況確認を行う。必要な支援につなぐ。	
66	上下水道料金徴収事務	上下水道料金徴収事務を通じて、問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対し、他機関へつなぐ等の対応や相談先の情報提供を行う。	

第7章 評価指標

基本施策

評価指標	担当課	現状	目標 (R12)
基本施策1. 地域のネットワーク構築			
「木祖村いのち支える自殺対策計画」の策定	住民福祉課	5年に1回	5年に1回
木祖村いのち支える自殺対策推進本部の開催	住民福祉課	年1回	年1回
徴収対策会議の開催	関係各課	年2回	年2回
基本施策2. 自死対策を支える人材の育成			
ゲートキーパー研修の開催	総務課 住民福祉課	必要に応じて実施	年1回
職員の健康診断・ストレスチェックの実施	総務課	年1回	年1回
基本施策3. 村民への啓発と周知			
こころの健康相談の実施	住民福祉課	月1回	月1回
ポスター等の掲示	住民福祉課 教育委員会	年2回	年2回以上
広報・保健だよりでの周知	住民福祉課	年1回以上	年2回以上
基本施策4. 生きる支援に関わる推進			
重点施策 1) 若い世代への支援			
SOSの出し方教育の実施	教育委員会 住民福祉課	年1回	年1回
いじめ防止対策事業の実施	教育委員会	通年実施	通年実施
スクールソーシャルワーカー (SSW) の活用	教育委員会	必要に応じて実施	必要に応じて実施
重点施策 2) 子育て世帯への支援			
妊産婦への面談及び訪問・各種支援事業の紹介	住民福祉課	随時	随時
親と子の心と体の相談の実施	住民福祉課	年10回	年10回
重点施策 3) 働き盛り世代への支援			
相談先の周知	関係各課	適宜	年2回以上
重点施策 4) 生活困窮者への支援			
各種相談会や各種支援事業の紹介	住民福祉課	随時	随時
重点施策 5) 高齢者への支援			
介護相談の実施・各種支援事業の紹介	住民福祉課	随時	随時
認知症サポーター養成講座の実施	住民福祉課	年1回	年1回
重点施策 6) 遺された方への支援			
自死遺族交流会等の情報提供	住民福祉課	年1回	年2回
基本施策5. 効果の進捗確認			
評価シートに事業評価	関係各課	年1回	年1回